

賃金構造基本統計調査にご協力ください

群馬労働局 賃金室

「賃金構造基本統計調査」は、主要産業に雇用されている労働者について、その賃金実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性別、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等、事項別に賃金の実態を調査する唯一の公的統計であり、毎年6月分（一部は前年1年間）の賃金の状況を調査するものです。

この調査結果は民間企業における賃金決定等の資料として広く利用されているほか、最低賃金の決定、労災保険の年金額の算定の資料として、また、雇用・労働に係る国の政策検討の基礎資料など多岐にわたって活用されております。

そのため、**国が実施する最も重要な統計調査である、「基幹統計」にも指定**されており、統計法第13条に基づき「報告義務※1」が定められているとともに、同法第61条により「罰則※2」が定められた調査となっております。

本調査の対象となられた事業場におかれましては、「調査票」を**令和7年7月31日**までに群馬労働局へご提出くださいますようお願いいたします。

本調査は、各事業場の皆様をはじめとする関係者のご尽力があって信頼性と正確性の高い統計を得ることができますので、ご負担をおかけいたしますが、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、記入者支援機能付きの様式をご利用になる場合は、厚生労働省のホームページから用紙や様式をダウンロードすることができます。

また、調査票記入に係る「Q & A」や調査結果等についても、厚生労働省のホームページでご覧になることができます。

◎調査票様式・調査結果等について

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chinginkouzou.html>

問合せ先

◎群馬労働局賃金室

TEL 027-896-4737



※1 統計法第13条 個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

※2 統計法第61条 報告を拒み、又は虚偽の報告をした者に対して、50万円以下の罰金に処する。